

**他国軍への武器無償援助  
「政府安全保障能力強化支援（OSA）」を考える  
院内集会&意見交換会**

**2023年6月26日  
参議院議員会館 講堂**

**<主催>  
NGO非戦ネット**

# タイムテーブル

## <第1部> 院内集会 15:00～15:50

司会：伊藤解子（NGO非戦ネット事務局）

◆NGOから見た政府安全保障能力強化支援（OSA）の問題点

NGO非戦ネット運営委員/日本国際ボランティアセンター 今井高樹

◆武器輸出と一体の外務省の軍事支援

武器取引反対ネットワーク（NAJAT）代表 杉原浩司さん

◆NGO非戦ネット 賛同団体からのアピール

日本キリスト教海外医療協力会（JOCS）理事 名取智子さん

アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam) 渡辺美奈さん

◆国会議員からの発言

## <第2部> 意見交換会 16:00～17:30

外務省総合外交政策局 国際平和・安全保障協力室 との意見交換

- ・事前に提出した質問書に沿って行います
- ・会場からのご質問・ご意見もお受けします

## 他国軍への武器無償援助

(背景・経緯)

- ・2010年代に他国への武器輸出や自衛隊装備品の供与が解禁。武器の「無償資金協力」は存在せず。ODAは「非軍事原則」。
- ・ODAでは、2015年から他国軍への防災や海上警備の機材供与。「軍事目的」は禁止。
- ・2022年12月「**国家安全保障戦略**」に、国際協力の戦略的活用として、ODAとは別に「**同志国**」の軍への**武器・軍事インフラ支援**が明記される。
- ・2月21日に院内集会を開催。

# 他国軍への武器無償援助

- ・2023年4月「**政府安全保障能力強化支援（OSA:Official Security Assistance）**」導入。  
「**実施方針**」を国家安全保障会議で決定。
- ・**2023年度予算は20億円**。対象候補国は**フィリピン、マレーシア、フィジー、バングラデシュ**。「これからどんどん大きくしていく」（与党議員）
- ・想定されるのは、**衛星通信システム、無線システム、ドローン、警備艇**など。「防衛装備移転三原則」に従う（いまは殺傷兵器は除外）
- ・国会での質問に対して政府（首相・外相）は「ODAとは別」「国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野」を強調。「同志国」の質問には具体的な国名を挙げず。

# NGO非戦ネット 声明 (6月1日)

(全文はお手元の資料をご覧ください)

## 国際協力の「非軍事原則」を否定する軍事援助 「政府安全保障能力強化支援 (OSA)」に反対します

(反対理由)

- (1) 「非軍事原則」を放棄し、平和国家としての信頼が失われる
- (2) 覇権争いに加担し、国際的な緊張をエスカレートさせる
- (3) 日本の防衛産業を武器購入により支援
- (4) 国会議論もなく、今後も監視の目が届かない

## 概要

- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれる中、日本にとって望ましい安全保障環境を創出するためには、日本自身の防衛力の抜本的強化に加え、**同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上**が不可欠。
- こうした目的を達成するため、開発途上国の経済社会開発のためのODAとは別に、同志国の安全保障上のニーズに応え、**資機材等の提供やインフラの整備等**を行う、**軍等が裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み**を導入(2022年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略に記載)。

## 具体的な協力の内容

### 【協力対象】

- ◆ **安全保障上の能力強化を支援する意義のある国の軍等が裨益者となる協力を対象。**
- ◆ 無償による資金協力であることに鑑み、原則として**開発途上国**を対象。
- ◆ 相手国における**民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重の状況**や**経済社会状況**を踏まえた上で、我が国及び地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して対象国を選定。

### 【協力分野】

以下のような、**国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野**に限定して協力を実施。

- ① **法の支配に基づく平和・安定・安全の確保のための能力向上に資する活動**  
(領海や領空等の警戒監視、テロ対策、海賊対策等)
- ② **人道目的の活動**(災害対処、搜索救難・救命、医療、援助物資の輸送等)
- ③ **国際平和協力活動**(PKOに参加するための能力強化等)

### 【その他留意事項】

- (1) 防衛装備に当たるか否かを問わず、「防衛装備移転三原則」及び同運用指針の枠内で協力を実施。
- (2) 適正性及び透明性確保の観点から、以下を確保しつつ協力を実施。  
(案件毎にこれらの点を含めた**国際約束を締結**)
  - ① 情報公開の実施
  - ② 評価・モニタリングの実施とその結果についての情報開示
  - ③ 目的外使用の禁止を含む適正管理
  - ④ 国連憲章の目的及び原則との適合性

<具体的な供与物品の例>

- ・衛星通信システム(アンテナ)
- ・無線システム(アンテナタワー、レーダー)